

栃木県地域企業再起支援事業費補助金
(新型コロナウイルス感染症対策支援補助金) 事業実施要綱

(趣旨)

第1条 栃木県地域企業再起支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策支援補助金)事業(以下「本事業」という。)は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者について、同感染症対策や新たな販路開拓に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者の事業継続・再起を促進し、地域経済の持続性の強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「新型コロナウイルス感染症」とは、令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、商工会法(昭和35年法律第89号)第2条に規定する商工業者であって、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、栃木県内に所在する者をいう。ただし、みなし大企業は除く。

3 この要綱において「みなし大企業」とは次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(事業の内容)

第3条 知事は、本事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、中小企業者から補助事業計画の提出を受け、審査のうえ採択を決定したものについて、予算の範囲内において、別に定める要領に基づき、栃木県地域企業再起支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策支援補助金)(以下「補助金」という。)を交付するものとする。

(交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、中小企業者が補助事業計画を作成のうえ、事業継続・再起に向けて取り組む事業とする。ただし、同一の補助対象経費に対し、国又は県等公的機関が交付する他の補助金等の交付を受けている又は受ける予定となっている事業については交付対象としないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は別表1に掲げるものとする。ただし、対象経費に係る消費税及び地方消費税の額は補助対象外とする。

(補助事業計画申請書の提出)

第6条 本事業による支援を受けようとする者は、知事が別に定める日までに補助事業計画申請書(様式第1)を提出するものとする。

2 支援を受けようとする者が提出できる補助事業計画は、1者1件とする。

(補助事業計画の審査等)

第7条 前条の規定により提出のあった補助事業計画については、別表2に定める審査項目について別に定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

2 知事は、前項による審査結果を踏まえ補助事業計画の採択の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(廃止の届出)

第8条 補助事業計画の採択を受けた者が、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号)第5条第1項による交付決定前に、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、補助事業計画廃止届(様式第2)を知事に提出しなければならない。

(1) 事故等により補助事業計画の遂行が不可能となった場合

(2) 国又は県等公的機関が交付する他の補助金等に係る採択を受けるなど、他の補助金等の交付を受けることが確実となった場合

(推進指導等)

第9条 知事は、事業の円滑な推進を図るため、必要な指導、助言等を行うものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月27日から施行する。

別表 1

| 経費区分 | 内 容 |
|-----------|--|
| 1 機械装置等費 | 事業継続・再起の取組を行うために必要な機械装置等の購入に要する経費 |
| 2 広報費 | 事業継続・再起の取組を行うために必要なパンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため及び広報媒体等を活用するために支払われる経費 |
| 3 展示会等出展費 | 事業継続・再起の取組を行うために必要な新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費 |
| 4 旅費 | 事業継続・再起の取組を行うために必要な情報収集（単なる視察、セミナー、研修等への参加は除く）や各種調査を行うため及び事業継続・再起へ取り組む売上向上（展示会等の会場との往復を含む）等のための旅費 |
| 5 開発費 | 事業継続・再起の取組を行うために必要な新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費 |
| 6 資料購入費 | 事業継続・再起の取組を行うために必要不可欠な図書等を購入するために要する経費 |
| 7 雑役務費 | 事業継続・再起の取組を行うために必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費 |
| 8 借料 | 事業継続・再起の取組を行うために直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費 |
| 9 専門家謝金 | 事業継続・再起の取組を行うために必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費 |
| 10 専門家旅費 | 事業継続・再起の取組を行うために必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費 |
| 11 設備処分費 | 事業継続・再起の取組を行うための作業スペースを確保する等の目的で、当該事業者自身が所有する死蔵の設備機器等を廃棄・処分する、または、借りていた設備機器等を返却する際の修理・原状回復に要する経費 |
| 12 調査・委託費 | 上記1から11に該当しない経費であって、事業継続・再起に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限る） |
| 13 外注費 | 上記1から12に該当しない経費であって、事業継続・再起に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限る） |
| 14 車両購入費 | 事業継続・再起の取組を行うために必要不可欠な宅配または移動販売専用の車両の購入に要する経費 |

別表 2

| |
|--|
| 1 基礎項目 |
| 次の要件を全て満たすものであること。 (1) 必要な資料が全て提出されているか。 (2) 補助事業者及び補助対象事業の要件に合致しているか。 (3) 補助事業を遂行するために必要な能力を有しているか。 (4) 中小企業者が主体的に取り組むものであって、その技術やノウハウ等を基にした取組であるか。 |
| 2 加点項目 |
| 補助事業計画について、以下の項目に基づき加点審査を行う。 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響から事業継続・再起に向け、自社の状況や顧客・市場の動向、自社や自社の提供する商品・サービスの強み・弱みを十分に把握しているか。 (2) 補助事業の内容が事業継続・再起を推進するために必要かつ有効なものであるか。 (3) 対象事業者の事業継続・再起が地域経済の持続性強化につながるか。 (4) 補助事業計画の内容は具体的で、当該中小企業者にとって実現可能性の高いものとなっているか。 |

様式第 1（実施要綱第 6 条関係）

補助事業計画申請書

年 月 日

栃木県知事

様

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代表者名

印

年度栃木県地域企業再起支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策支援補助金）に係る補助事業計画書を下記の書類を添えて提出します。

なお、補助事業計画書及び関係書類においては、不正や偽造がないことを申し添えます。

また、申請に当たっては、「栃木県補助金等交付規則」、「栃木県地域企業再起支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策支援補助金）事業実施要綱」及び「栃木県地域企業再起支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策支援補助金）交付要領」ならびに公募要領に記載された重要事項を確認し、その内容を十分に理解しています。

記

- 1 経営状況報告書（実施要綱様式第 1 別紙 1）
- 2 補助金交付申請書（交付要領様式第 1）
- 3 補助事業計画（交付要領様式第 1 別紙 1）
- 4 誓約書（交付要領様式第 1 別紙 2）
- 5 認定経営革新等支援機関確認書（交付要領様式第 1 別紙 3）
- 6 県税に未納がないこと等の証明書（申請日から 3 ヶ月以内に発行されたもの。）
- 7 履歴事項全部証明書（法人の場合。個人の場合は住民票の写し。ともに申請日から 3 ヶ月以内に発行されたもの。）
- 8 直近 1 期分の決算報告書等（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費）の写し
- 9 補助対象経費の根拠が分かる資料（見積書、価格表等）
- 10 宅配または移動販売専用の車両購入の理由書（交付要領様式第 1 別紙 4）（該当がある場合）

様式第 1 (別紙 1)

経営状況報告書

| | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------|--|-------------|--|--|--------|--------------------|------|--|--|--|--|
| (フリガナ) 名称 (商号または屋号) | | | | | | | | | | | | |
| 法人番号 (13 桁) ※ 1 | | | | | | | | | | | | |
| 自社ホームページの URL (ホームページが無い場合は「なし」と記載) | | | | | | | | | | | | |
| 業種 | ※日本標準産業分類の中分類で記入してください。 | | | | | | | | | | | |
| 企業概要 | | | | | | | | | | | | |
| 常時使用する 従業員数 | 人 | ※常時使用する従業員がいなければ「0人」と記入してください。 ※従業員数が小規模事業者の定義に該当し、補助金申請額が 100 万円以内の場合は申請できません。 | | | | | 小規模事業者 (いずれかに✓) | | <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 資本金額 (個人事業者は記載不要) | 万円 | | 設立年月日 ※ 2 | | | 年 月 日 | | | | | | |
| 主な株主又は出資者 (申請日現在) | 株主名又は出資者名 | | 所在地 | | | 大企業 | | 出資比率 | | | | |
| | 1 | | | | | 該当・非該当 | | % | | | | |
| | 2 | | | | | 該当・非該当 | | % | | | | |
| | 3 | | | | | 該当・非該当 | | % | | | | |
| | 4 | | | | | 該当・非該当 | | % | | | | |
| | 5 | | | | | 該当・非該当 | | % | | | | |
| | 6 | ほか 人 | | | | | 該当・非該当 | | % | | | |
| 事業を実施する 事業所の所在地 | | (〒 -) | | | | | | | | | | |
| 連絡 担 当 者 | (フリガナ) 氏 名 | | 役職 | | | | | | | | | |
| | 住 所 | | (〒 -) | | | | | | | | | |
| | 電 話 番 号 | | 携 帯 電 話 番 号 | | | | | | | | | |
| | FAX 番 号 | | E-mail アドレス | | | | | | | | | |
| 新型コロナウイルス 感染症による影響 | | ※売上減の状況等について、簡潔に記入してください。 | | | | | | | | | | |

※1 法人の場合は、法人番号(13桁)を記載してください。【参考:国税庁・法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)】

*履歴事項全部証明書等に記載の「会社法人等番号(12桁)」ではありません。

個人事業主は「なし」と明記してください。マイナンバー(個人番号(12桁))は記載しないでください。

※2 「設立年月日」は、創業後に組織変更(例:個人事業者から株式会社化、有限会社から株式会社化)された場合は、現在の組織体の設立年月日(例:個人事業者から株式会社化した場合は、株式会社の設立年月日)を記載してください。

*個人事業者で、設立「日」が不明の場合は、「日」の部分は空欄のまま構いません(年月までは必ず記載)。

様式第 2 (実施要綱第 8 条関係)

補助事業計画廃止届

年 月 日

栃木県知事

様

(申請者)

住 所

名称 (氏名)

代表者名

印

年 月 日付け経支第 号をもって採択のあった栃木県地域企業再起支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策支援補助金)に係る補助事業計画について、栃木県地域企業再起支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策支援補助金)事業実施要綱第 8 条により、下記のとおり廃止しますので、届け出ます。

記

1 廃止する事業名称 (テーマ)

2 廃止する理由